

宮崎県弁護士会緊急ボランティア支援基金規則

(名称及び事務所)

第1条 本基金は宮崎県弁護士会ボランティア支援基金（以下「基金」という。）と称する。

2, 基金の事務局は宮崎県弁護士会に置く。

(目的)

第2条 本基金は平成22年4月宮崎県下において発生した家畜伝染病口蹄疫の被害防止のため、被害発生地の行政機関等からの要請等に応じ、県内外からボランティアとして被害現場において活動する人々についての経済的支援を目的とする。

(基金の収入)

第3条 基金の収入は、次に掲げるものとする。

- (1) 本会からの寄付金
- (2) 本会の会員または会員以外のものからの寄付金
- (3) 本会の会員以外のものからの補助金及び委託金
- (4) 前各号の利息その他の雑収入

(基金の支出)

第4条 基金からの支出は、次に掲げるものとする。

- (1) ボランティア活動参加者の居住地から活動地までの往復旅費（支出実費を上限とする）
- (2) 活動補助費（活動内容に応じて別途定める基準による）
- (3) 基金事務局の運営管理費
- (4) その他活動地行政機関等により必要と認められ支援の要請を受けた費用

(管理者及び支出方法)

第5条 基金は会長が管理する。

2, 基金の支出は活動地の行政機関の発行する証明書に基づいて行う。

3, 会長は、本会の会計監査を経て、基金の収支を総会に報告して承認を得なければならない。

(管理方法)

第6条 基金は、宮崎銀行宮崎支店に預託して管理しなければならない。

(基金の精算)

第7条 基金は、第2条の目的の達成、又は基金の収入を消化したときに終了する。

2, 基金終了時に、残余金が発生した場合には、総会の決議によりその用途を定める。

附則

この規則は、日本弁護士連合会の承認があった日から施行し、平成22年6月1日から適用する。